

平成29年度第4回君津市介護保険運営協議会 会議録

- ◇ 開催日時 平成29年10月25日(水) 18時30分～20時00分
- ◇ 会 場 君津市役所5階 501会議室
- ◇ 公開又は非公開の別 公開
- ◇ 出席委員 芳賀 敏三(副会長)、鈴木 由紀子、箱田 純子、安西 好子、
塩谷 保幸
以上 5名
- ◇ 欠席委員 茂田 真里(会長)、仲野 和夫、原 比佐志、秋元 一寛
以上 4名
- ◇ 出席職員 河野高齢者支援課長、入江地域包括支援室長、石川介護給付係長
三澤介護管理係長、鈴木主任主事
以上 5名
- ◇ 傍聴者 なし(定員5名)
- ◇ 議 題 1 地域密着型サービス事業所の指定について
2 第7期介護保険事業計画について

1 開 会

(河野高齢者支援課長)

定刻になりましたので、平成29年度第4回君津市介護保険運営協議会を開催させていただきます。

進行を務めます保健福祉部高齢者支援課長の河野です。よろしくお願いいたします。

茂田会長、原委員、仲野委員、秋元委員におかれましては、本日所用により欠席する旨のご連絡がありましたのでご報告させていただきます。

2 会長挨拶

(河野高齢者支援課長)

芳賀副会長より、ご挨拶いただきます。

・芳賀副会長挨拶

3 議 題

(河野高齢者支援課長)

それでは、これより議題に入るわけですが、議長は、本日、茂田会長が欠席されております。君津市介護保険規則第5条の4により、会長が欠けた時は、副会長が職務を代理することとなっておりますので、芳賀副会長よりよろしくお願いいたします。

【議長：芳賀副会長】

(議長)

ただいまの出席委員は5名です。したがって委員の半数以上に達しておりますので、ただいまから君津市介護保険運営協議会を開会いたします。

それでは議事に入ります。

はじめに、議題1「地域密着型サービス事業者の指定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

(鈴木主任主事)

それでは、議題1 地域密着型サービス事業者の指定についてご説明させていただきます。

今回は、報告事項が1点と、ご承認をお願いしたい事項が2点ございます。

まず、1点目は、地域密着型通所介護事業所の指定更新状況のご報告でございます。

この地域密着型通所介護につきましては、昨年度の平成28年4月1日から、都道府県で指定していた通所介護事業所のうち、利用定員が18名以下の小規模な事業所は、市町村が指定する「地域密着型サービス」に移行されております。

議題1のうち一つ目としましては、この地域密着型通所介護につきましては、平成29年5月2日から、平成29年10月1日までの指定更新状況をご報告するものでございます。

指定更新しました事業所は資料一覧のとおり、3事業所でございます。

(参考)

法人名	事業所名	事業所所在地	指定年月日
株式会社フレッシュサービス	あゆみデイサービス	君津市中野5丁目6番18号	平成29年7月1日
株式会社ヤマゲン	木更津南デイサービス	木更津市桜井793番地2	平成29年9月1日
株式会社富津太陽	デイサービス富津太陽	富津市青木4丁目5-13	平成29年10月1日

この3つの事業所につきましては、平成28年4月1日からの地域密着型通所介護への移行に際して、各事業所においては、経過措置として、直近で都道府県が指定した通所介護事業所の有効期間が満了するまでは、地域密着型通所介護事業所として、市町村が指定をしたものとみなし、指定の手続きを行わずに事業が実施できるという「みなし指定」が適用されておりましたが、このみなし指定の有効期間が満了したことから、資料記載の指定年月日に指定の更新をしたものでございます。

また、項番2番、3番につきましては、木更津市、富津市の事業所となりますが、地域密着型通所介護移行日前日の平成28年3月31日時点で利用契約があり、また、継続利用されている君津市民に限り、利用するにあたっての協議を行い、それぞれの事業所所在市から同意をいただいたうえで、指定をしたものでございます。

なお、指定の有効期間はいずれも6年間、となっております。以上が、地域密着型通所介護の指定更新状況のご報告となります。

2つ目としましては、地域密着型サービス事業所の新規指定について、ご承認をお願いするものでございます。

新規指定の事業所は2件でございます。

1件目のサービスの種類は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護で、重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を24時間支えるため、日中・夜間を通じて定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスでございます。定期巡回訪問は、訪問介護職員等が定期的に居宅を巡回して、入浴、排せつ、食事等の日常生活の世話をいたします。随時対応は、利用者へ配布した通信機器からの通報をオペレーターが受けて、随時、訪問介護職員等が居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の日常生活の世話をいたします。

こちらの事業所につきましては、事業所所在地が木更津市で、平成29年4月1日に木更津市が指定した事業所ですが、この度、君津市民へサービス提供を行うため、君津市に指定申請されたものでございます。

(参考)

事業所名等

ア 事業所名	24時間訪問介護ロフ
イ 事業所所在地	千葉県木更津市大和2丁目12-10
ウ サービスの種類	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
エ 法人名	株式会社R. O. F
オ 代表者	代表取締役 木下 亮
カ 法人所在地	千葉県木更津市中島2220番地
キ 指定更新年月日	平成29年11月1日

地域密着型サービスは、原則、その介護事業所が所在している市町村に居住する要介護者等が利用できる介護サービスですが、例外として、他市に所在する事業所であっても、市町村間の協議の結果、その所在地の市町村の同意があれば、君津市民が利用できるものとなっており、今回の指定につきましては、木更津市の同意をいただいております。また、指定を行うにあたっては、人員、設備などの基準を満たしている必要がありますが、図面と従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表をご用意しましたので、ご覧ください。

設備に関する基準としまして、事務室ですが、同法人が運営するサービス付き高齢者向け住宅のスタッフルームを併用する形でサービスを提供します。その他、通信機器等につきましては、資料はございませんが、申請書の添付資料にて備えていることを確認しております。

続いて、人員に関する基準としまして、オペレーター、訪問介護職員のほか、看護職員、計画作成担当者の配置が必要となりますが、満たされていることを確認しております。指定期間は、平成29年11月1日から6年間となります。

続いて2件目のサービスの種類は、地域密着型通所介護で、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、必要な日常生活上の世話と機能訓練を行うサービスでございます。

(参考)

事業所名等

ア 事業所名	足湯の里
イ 事業所所在地	君津市内箕輪1丁目10番11号

ウ サービスの種類	地域密着型通所介護
エ 法人名	株式会社コホリ
オ 代表者	代表取締役 小堀 総一郎
カ 法人所在地	君津市内箕輪1丁目10番11号
キ 指定年月日	平成29年12月1日（予定）

こちらの事業所は、君津市内箕輪1丁目に所在する民家を改装した事業所でございます。こちらにつきましても、図面と従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表をご用意いたしましたのでご覧ください。

設備に関する基準上は、定員1人あたりの面積が3㎡以上となる食堂・機能訓練室が必要となっておりますが、利用定員は9名としておりますので、必要面積は27㎡以上であり、この基準については満たされております。また、その他、必要となる設備上の基準としまして、相談室や、静養室、事務室などが必要となりますが、現地訪問にて満たされていることを確認しております。

続いて、人員に関する基準としまして、従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表をご覧ください。管理者、生活相談員のほか、看護職員もしくは介護職員、機能訓練指導員の配置が必要となりますが、満たされていることを確認しております。指定期間は、平成29年12月1日から6年間となります。

以上で議題1 地域密着型サービス事業所の指定について、のご説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

（議長）

事務局の説明が終わりました。質問等がございますか。

（塩谷委員）

初歩的な質問で恐縮なんですけれども、事業所の指定にあたり人員基準、設備基準などがありますが、この基準を満たしていても指定をしないということはあるのですか。もしそれがあるとするとどういった場合になるのですか。

（三澤介護管理係長）

地域密着型サービスは、原則、事業所が所在する市町村の住民のみが利用できるものとなっております。他市町村の住民であれば事業所所在市町村からの指定にあたっての同意と指定があれば利用可能となりますが、例えば君津市民が木更津市にある事業所の利用を希望するようなケースで、木更津市から指定にあたっての同意をいただけないケースなどは指定ができないものとなっております。

(塩谷委員)

この委員会の中で、これは基準は満たしているけれども指定はできないと判断することはできるのですか。

(三澤介護管理係長)

会社として良くないのではないかという場合でしょうか。

(塩谷委員)

そういった場合もいいんですか。例えば、そういう形でいったときに、その事業所としては、基準を満たしているのに、何で駄目なんだとそういう話に当然出てくるわけですよね。

事業運営上、問題がある組織だというものがあつたとしたら、この委員の中で指定をしないということもできるということですね。

(三澤介護管理係長)

基準を満たしたうでの指定の拒否は難しいと思いますが、再度検討しなおす、委員が納得するような資料を提示するということになると思います。

(塩谷委員)

わかりました。

(議長)

事業所の指導について質問させていただいてもいいでしょうか。広域型の介護保険事業所は県から行政監査が来て細かいところのチェックをうけています。地域密着型の事業所は、基本的には市の職員が行って実施されていると思いますが、その監査の結果等をこういったところで公表することはできないのでしょうか。

指定にあたっての状況がわからないなかで、私たちが良い悪いの判断の責任を求められるのであれば、その辺りを提示していただいた方がよろしいのかなと思いますし、状況によっては問題があるところであれば強制監査に入るといことも聞いています。

そういう風なところまで市がやるのかどうか、その辺のところを明確にさせていただいた方がこの協議会のなかでも検討しやすくなると思いますがいかがでしょうか。

(三澤介護管理係長)

わかりました。その辺りについては検討させていただきます。

(議長)

検討を是非お願いしたいと思います。

(箱田委員)

すみません、事業所の立場でいろいろ聞きながら考えていたんですが、私の個人的な意見も含めて、地域密着に関しては、君津市独自のなかでやるということ考えたなかで、法律上の基準とか人員とか、またそれ以外のところを少し厳しくするというか、君津市独自の入り方によって本当にいいところが残っていくようにしたほうがいいのかなと思って聞いていました。

(議長)

その辺もご検討いただければと思います。
他にご質問、ご意見等はございますか。

(箱田委員)

R.O.Fさんの24時間の方でお伺いしたいのですが、今君津市の方でやっていますよね。他市から入ってくるということは、利用者さんにとっては選択肢が増えるんですけども、君津市の事業所だけでやらないで、木更津市の事業所を入れることに君津市としてのメリットはあるのでしょうか。

たくさんあればあるほど、ニーズ的には利用者さんが困らずに、選択肢が増えていいのか、それとも大変だから他市の利用者を取り入れて、いろいろな人のニーズに答えていこうという方向なのか、わざわざ他市の事業所を入れるという理由がちょっとわからないんですけれども。

(三澤介護管理係長)

定期巡回については、事業所数が少ないというところがありますので、いろいろな事業所に参入していただいて利用者の選択肢が広がった方がいいという面があります。

貞元、人見の事業所も、逆に木更津市、富津市の指定をうけてそちらの市民の方に対してサービス提供をしておりますので、利用者の選択肢が広がるという点については良いことであると考えております。

(箱田委員)

ニーズ的に足りないというか、いっぱいいっぱいやっているような気がするんですけども、他市にも手を出そうということは。

本来は、自分の市をもうちょっと深めいくことが必要なのかなと思うんですけどもね。

(議長)

他にございますでしょうか。

では、ないようでございますので、質疑を終了します。

議題1「地域密着型サービス事業者の指定について」原案のとおり、承認される方は挙手をお願いします。

(議長)

挙手、全員でございますので、議題1は承認されました。

(議長)

次に、議題2「第7期介護保険事業計画について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

(三澤介護管理係長)

それでは、議題2 第7期介護保険事業計画についてご説明させていただきます。

第7期介護保険事業計画につきましては、前回までアンケート結果の実施報告や、君津市の様々な課題、課題に対する方針について委員の皆様から様々なご意見をいただきました。

これまでの協議会での内容を踏まえ、12月1日から実施します、パブリックコメント、市民の皆さまからの次期計画書の素案に対する意見の募集に向けて、計画書の素案を作成いたしました。

今回はこの素案の内容について、委員の皆様方からのご意見を頂ければと考えております。よろしくお願いたします。

では、事前にお配りさせて頂いております 議題2の資料「君津市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画(素案)」をご覧ください。

まず1ページ目をご覧ください。こちら、第1章 計画策定にあたっては、1ページ目から、計画策定の背景と趣旨や、2ページ目から4ページ目にかけて、今年6月に公布されました介護保険等の一部改正の概要、4ページに本計画の性格と位置づけ、計画の期間や策定の体制などを記載しております。

続いて、5ページ目をご覧ください。第2章では、高齢者を取り巻く現状と課題、として、8月に開催いたしました運営協議会の資料を抜粋して掲載しております。

5ページから6ページは、君津市の地区別の高齢者人口の推移を65歳以上、75歳以上でそれぞれ掲載しております。7ページ以降、国勢調査の結果から見たひとり暮らし高齢者数の動向、平均余命や平均自立期間などを掲載しております。

11ページからは、君津市の介護保険の現状ということで、右肩上がりで増加をしております、君津市の第1号被保険者数と要支援・要介護認定者の数、12ページか

らは第1号被保険者の数に占める要支援・要介護認定者の割合を示す認定率、各サービスの受給率や定員数などを掲載しております。

20ページからはアンケート調査の抜粋、42、43ページでは人口などの動向や、アンケート調査に基づく君津市の課題を整理しております。ここまでは8月の資料とほぼ同様となっております。

続いて、飛びますが、44ページをご覧ください。44ページでは、被保険者数及び認定者数の推計として、国から提供を受けた人口推計値、これをベースに推計をいたしました被保険者数、要支援・要介護認定者数の将来推計を掲載しております。このうち、44ページの真ん中のグラフは、君津市の介護保険被保険者数の推計となっております。これまでの傾向と同様、平成30年度以降、65歳以上の第1号被保険者数全体では、上昇する傾向にありますが、このうち、65歳から74歳までの前期高齢者は、平成30年度 13,167人から徐々に減少をするものと見込んでおります。一方で、75歳以上の後期高齢者数は、一貫して増加を見込んでおり、今後、高齢者数が全体で増加するなかでも、特に年齢層が高い層にシフトしていくという状況を想定しております。また、40歳から64歳までの第2号被保険者数については、減少するものと見込んでおります。下の表は、要支援要介護認定者数の推計となりますが、こちらも一貫して増加を見込んでおり、第7期計画の最終年度である平成32年度では全体で4,346人、平成37年では4,897人と見込んでおります。

続いて、第3章 計画の基本的な考え方 ですが、45ページでは本計画の基本理念や基本目標を掲げております。46ページでは、住み慣れた住まいを中心として、医療や介護サービス、予防、生活支援などのサービスを包括的に提供する体制である、「地域包括ケアシステム」の構築のイメージを掲載しております。48ページ、49ページは地域包括支援センターの運営について、を記載しておりますが、49ページに地域包括支援センターの今後の方向性を掲載しております。

49ページの今後の方向性ですが、現状の3か所の体制を継続しつつ、国が策定する評価指標に基づきセンターの運営状況を評価するとともに、評価結果を公表することなどにより質の向上に努めていくという方針のほか、方向性の2番目にございますが、前回の協議会で委員から、センターの地区割と地区社会福祉協議会や、民生委員児童委員の地区割が一部一致していないとの意見があったことから、これを一致させていくよう検討と調整を進めていくという方針を記載しております。

50ページは、前回の運営協議会でも方向性を協議頂きました、地域密着型サービスの整備の方向性を掲載しております。24時間体制で訪問介護、訪問看護を提供する、定期巡回随時対応型訪問介護看護の新たな整備を1事業所、計画するほか、小規模多機能型居宅介護2事業所、認知症対応型共同生活介護1事業所、看護小規模多機能型居宅介護1事業所の整備を第7期計画で計画いたします。

51ページについては、介護保険法の改正により、今回の計画より掲載することと

されました、「高齢者の自立支援、要介護状態等となる事の予防、悪化の防止など」に対する取組みと目標であります。来年度から、こうした事業の取組み状況や成果に対して、財政的なインセンティブを与える交付金制度の創設が予定されているところでありますが、国からの交付金制度の詳細に対する通知等がされていない状況でありますので、具体的な取組み、目標については現段階で記載をしておらず、「国からの情報に基づき今後設定する予定」としております。

53ページからは、第4章、生きがいくくりや、健康づくり、介護予防の推進として、各事業の方針等を記載しております。53ページでは、シニアクラブや、シルバー人材センターの支援、各公民館で実施する高齢者学級など、高齢者の生きがいに資する事業、54ページから57ページ上までは、市の健康づくり課、国民健康保険課などで所管する特定保健指導や各種検診など、健康づくりに資する事業を掲載しております。

57ページ中ほどより上では、介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業のうち、一般介護予防事業、58ページと59ページでは、介護予防・日常生活支援総合事業のうち、訪問型サービス、通所型サービスの方針を記載しております。訪問型サービス、通所型サービスについては、国が示している事業の類型をそれぞれ記載しておりますが、訪問介護、ホームヘルプサービスや、通所介護、デイサービスなどの既存の介護事業者が提供するサービスに加えて、支援を必要とする高齢者の増加が想定されるなかで、NPOや、民間企業、住民主体のボランティア団体など、これまでサービスの担い手ではなかった団体を活用し、訪問による生活援助サービスや、住民主体による体操などの通いの場を提供していくという事業であります。こちらは、特に、サービスの種類の「多様なサービス」のうち、ボランティアが主体となって提供する訪問型サービスB、通所型サービスBについて早期に実施をしていくという方針を記載しております。

続いて、第5章 安心・快適な生活環境づくりの推進につきましては、61ページから住まいの環境整備として、サービス付き高齢者向け住宅の整備や、62ページで消費者対策や、外出環境の向上、63ページで高齢者の権利擁護ということで、成年後見制度利用支援事業や、高齢者虐待の防止について内容を記載しております。64ページからは生活支援サービスの充実として、64ページから68ページ上段までにかけて、はり・きゅうマッサージ施術費助成や、ねたきりの高齢者に対する紙おむつ給付事業など、高齢者の生活を支援する各種事業を掲載しております。

68ページをご覧ください。68ページでは、生活支援体制整備事業について掲載しております。生活支援体制整備事業は、ひとり暮らしや高齢者のみ世帯等、日常生活上の支援を必要とする高齢者の増加が見込まれるなかで、NPOやボランティア、民間企業等の多様な主体を活用した、サービスの開発や関係者間のネットワーク化などを行うなど、生活支援サービス提供の体制づくりをするもので、体制づくりを担う

「生活支援コーディネーター」について、第2層を単位として配置するとともに、協議体を設置し、市内の生活支援サービスの基盤整備を行うという方針を記載しております。

69ページから70ページにかけては、認知症施策の推進を掲載しております。

(1) 認知症初期集中支援チームについては、今年度中に設置し、認知症状が疑われる方や、その家族等に対し、初期の支援を包括的、集中的に行い、高齢者の自立した生活のサポートを行うほか、認知症地域支援推進員の設置、認知症ケアパスの普及などを図っていきます。

71ページから72ページは、在宅医療・介護連携の推進について掲載しております。特に(5)の在宅医療・介護連携に関する相談支援については、在宅で医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者の増加が見込まれるなかで、平成30年度中に相談窓口を設置し、市民や関係機関からの相談などを受け付ける体制を整備します。その他、医療職、介護職双方のネットワークの構築などに資する研修や、市民への普及啓発を目的にした講習会などの実施を計画します。

73ページから74ページでは、地域包括支援センターの機能強化を掲載しております。74ページ(5)では、介護保険法の改正により、地域包括支援センターの評価・公表を実施し、質の向上に努めるという内容を記載しております。

第6章は介護サービスの充実になりますが、まず、第6章の1 介護サービスの整備推進では、計画書本編では、計画期間3年間における各サービスの利用回数や利用者数の推計を掲載いたしますが、現在、推計中であることから、素案では、前回の協議会でご意見をいただきましたサービス整備の方針のみを掲載しております。

75ページ居宅サービスでは、特定施設入居者生活介護の整備を行わないという方針、76ページでは地域密着型サービスの方針77ページでは、施設サービスのうち、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設について、それぞれ整備をしないという方針と、介護療養型医療施設については、平成35年度末までの廃止期日が延長されたことから、各施設の今後の意向を踏まえて検討して行くという方針を記載しております。

続いて80ページをご覧ください。80ページでは介護人材の確保に向けた取組として、介護職員初任者研修に対する助成事業などの取組みなどを記載しております。

81ページ、82ページでは、介護給付費適正化事業の取組み内容と目標を記載しております。82ページ上の表は平成27年度から29年度までの取組み実績と見込、真ん中の表は、介護給付費適正化事業で、主要5事業とされております各事業について、平成30年度から32年度までの目標を記載しております。

次のページ、83ページの(3)低所得者対策の実施では、3行目中ほどから、家賃等の費用負担が困難な低所得者に対し、利用者負担の軽減を行っている認知症対応型共同生活介護事業者、グループホームを対象とした助成事業の実施の検討を記載し

ております。

84ページ以降は、介護保険事業費と第1号被保険者介護保険料の算定になりますが、介護給付費の推計と同じく、現在算定途中でありますので、具体的な数字については素案では掲載をしておりません。

以上で、第7期介護保険事業計画の方向性についてのご説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

(議長)

事務局の説明が終わりました。質問等がございますか。

(議長)

では、61ページに「サービス付き高齢者向け住宅数」という説明がありまして、この設置見込が29年度12となっていると思うんですけども、このサービス付き高齢者向け住宅は、市が計画をたてていかなければいけないようなものなんでしょうか。例えば、事業計画に載っていなければ、特養の設置は県の方に申請があげられないですね。これについては、そういう風なものがない場合でも、自分たちがやりたいと思えば、市の許可や推薦がなくても自由にできるものと認識しているんですけども。

(三澤介護管理係長)

おっしゃるとおりです。

(議長)

これに関してはもっと言い換えると野放しですよ。特にどうしなさいということをして市としてというようなものでないんじゃないのかなと、計画云々として必要なのかというものを感じたんですけども。

(三澤介護管理係長)

国の方で計画を策定するにあたっての基本的な指針が出ているんですけども、そのなかで高齢者の住まいの確保ということが言われておりまして、サービス付き高齢者向け住宅の整備を推進していくということで掲載しております。

(議長)

参考までに教えていただきたいんですけども、80ページに介護人材の確保に向けた取組の推進って新規で記載されていますよね。文面を見ますと、「介護福祉士等の資格を有しながら、現在介護サービス事業所等で働いていない「潜在的有資格者」を対象とした介護の現場への再就労を支援する研修や、介護人材のスキルアップを促

す研修の実施を検討し、市内の介護サービス事業所、介護施設に従事する人材の確保と定着を促進していきます」という形なんですけれども、これ具体的に、行政の方でこういう人たちを集めて研修をするというイメージなんですか。その時に、研修をする側としては、どういった人をイメージしているんですか。

(三澤介護管理係長)

研修をする側については、専門的な事業者をお願いをして実施をするという形になるかと思います。

(議長)

委託をするという形でしょうか。

(三澤介護管理係長)

そのような形になるかと思います。

(議長)

市内の事業所か、それともそれ専門にやっているような機関なのか、そういうものはあるんでしょうか。

(三澤介護管理係長)

そこまでの検討にはいたっておりませんが、県の補助事業がありますので、これを活用して実施していくということを記載しております。

(議長)

もう一ついいですか。81ページなんですけど、制度の円滑な運営ということで先ほどのお話と通じていくんですけれども、「不適切な介護サービス、過剰な支給の削減に努めます」と(1)の新規の上から3行目に書かれているんですね。その次、①のところに「要介護(要支援)認定における認定調査の内容について、事後点検等を実施します」という形ですよね、これ認定調査員の内容を点検するということですよ。

今度その下にケアプランの点検もそうなんですけれども「記載内容について、点検及び支援を行い、ケアマネジメント等の質の向上に取り組んでいきます」という形で、その下、今度は住宅改修等の点検で「不適切又は不要な住宅改修を排除するため、・・・事前審査や事後申請による提出書類の点検を全件実施します」と。そしてその後、現地調査で点検していくと、点検ということがいろいろ書かれているんですけれども、こういうものに対して、例えば返還命令だとか、そういうことまでもやっていくような感じになっていくんですか。これは行政の方でチェックを入れるようになっていくんですか。

ね。

(石川介護給付係長)

住宅改修等については、市が決定したものに対して給付ができることとなりますので、点検の時点で不適切だとも判断されるようなものであれば、そもそも給付をしないという判断になっていくかと思います。

(議長)

申請の時点でしない、ということですね。

(石川介護給付係長)

そうですね。そうならないように事前のチェックというものを現在も厳しくやっているつもりではいるんですが、現地までは今現在は見に行けていないという状況でありますので、実際現地を確認することを次期実施していけるような体制を整えるという形でここに記載させていただいております。

(議長)

あと認定調査の事後点検というのはどういう風に…

(石川介護給付係長)

これは認定調査の内容について、調査員が書き上げたものを職員がもう一度全てをあらって確認しているという作業になります。

(議長)

それは今でもやっているんですか。

(石川介護給付係長)

やっています。

(議長)

審査会に出る前に事前にチェックを入れているということですか。

(石川介護給付係長)

そうですね。継続という形にはなるんですが、今現在も全件チェックをしていますので、引き続き全件チェックを行っていくということになります。

(議長)

よく耳にするお話なんですけれども、介護保険で認定を受けている人同士が、それぞれが比較するじゃないですか。なんであの人があの数字で、私がこれなのかよく耳にするんですね。

一番最初は、認定調査員さんのチェックの仕方によってコンピューターではじき出されたものを審査会で見るんです。一番最初にはじき出されたものって、なかなか審査会でひっくり返すっていうのは、ギリギリのところだったらあるのかもしれないんですけども、数字的に完全にそういう風な数字であればないですよ。

その時に、認定調査員のチェックの仕方ですべて左右されているなという風にすごく感じるんですね。さっき言った、実際に受けられた人たちが「なんで」と言われた時にどこか違うところがあるんじゃないのかなと感じてしまうんですけども、その辺のところは、今の点検のやり方で修正されていくと思ってよろしいんですかね。

(石川介護給付係長)

実際、現時点では調査員があげてきている内容をマニュアルに沿った形で点検をしておりますが、調査員の見立てで変わることは当然あると思うんです。ただそれを、こういう状態だからこういうことを選択したという記載をして、それを審査会で判断していただくというのが調査員の仕事になりますので、それを判断できる根拠を特記事項の方に記載をしていく、書かれていなければ書き直すように、というようなチェックを行っているということになりますので、当然その調査員の方のスキルも上げていかなければいけないということもあります。それを含めて取り組んでいく必要があるかなとは思いますが、対策としてはそういう形で継続してやっていきたいという風に考えているところです。

(議長)

認定調査員は何人ぐらいいらっしゃるんですか。

(石川介護給付係長)

市の職員では、非常勤の職員になるんですが、市で直接雇用している者が6名います。

(議長)

あとは委託しているんですかね。

(石川介護給付係長)

そうですね、あとは委託、居宅介護支援事業所のケマネジャーさんにより調査をしていただいております。

(議長)

それは何人ぐらいいるんですか。

(石川介護給付係長)

決まった数はすぐには出ないんですが…

(議長)

そうですね。その中でたぶん市の人たちって、常にコミュニケーションを職員間で取られているから、そんなに差はないと思うんですね。でも、委託をされている人達は、それぞれの、自分たちが見ているイメージの中でチェックしていくから、結構事業所間によって差が出ているんじゃないかなって気がするんですね。その所をきちんと見極めていかないと、やる方によっての介護度の差っていうのは出てくるんじゃないかなっていう風に思うんですね。だからよく調査の中でおかしいなと思われる方、いつもと違うなと思われる方に対して当然指導されていくと思うんですけど、それは個人もそうですけどその事業所として、誰かに「こういった場合はどう？」と相談しながらやってる、なんとなく私の中で想像できてしまうものですから、そこに対してもやはり指導していくべきなんじゃないかなって風には感じたりはします。

(石川介護給付係長)

一応、県の方でも年に1度、調査員の現任研修があるんですが、現任研修の方に参加をしていただいて、あらためて調査の内容を確認していただく機会があり、市内のケアマネさんに参加していただいているような状況がありますので、当然、特に委託に出しているものは、職員の方できちっとチェックを詳細に、かなり修正をかけているケースはあります。

(議長)

そうですね。ありがとうございました。では、なるべく市民から声があがらないように…

(箱田委員)

今の件で、私も委託をうけてやったりとかしていて、いろいろわかる所もあるんですけど、認知症の判断の所はどうしてもアルツハイマー型の認知症の方なら、点

数はこう具体的なんですけれども、そうじゃない前頭側頭型とか、レビーとかっていう方に該当しないことが多すぎて、同行していると調査の方がやっぱり見ていると、すごく軽くなっちゃうっていう…結果として。わかってくれて重くなったり、凄く極端で、介護3から支援1に下がるっていうケースもあったりとかするんですけど、あそこを書いてある認知症のってどうしても、昔のアルツハイマー型認知症の症状に該当するような内容なので、そうじゃなくて手がかかっている人、見守りとかが必要だけれども、本当にあそこを書いてある、純粋に、認知症の、昔から言われている症状じゃないのに該当しているけれど、重い認知症の方っていると思うんですけど、その辺が県のところに行っても、どこに行っても、皆さんそれぞれ考え方が凄く違うので、一度そういうものの市の研修みたいなのをさせていただくと、市の方たちがどの基準なのか、私たち委託は、結構利用者さん寄りになっちゃうような傾向があって気をつけなければいけないんですけれども、困ってるって聞いたら、ああそうなんです、って偏っている方が多いような気もするし、でも、あそこに該当しなければ、でも出来るんですよ、って重い認知症であっても、そこには該当しませんよね、みたいなことになってしまう傾向が凄くあるのかなって思うので、そういう今言われたような、利用者さん同士で、何でこっちの人が介護度が重くて、何でこちらは軽いんだろうね、って話したり、家族が来たら何もしゃべっちゃ駄目よとか、出来ないって言いなさいね、とか実際あると思うんですね。そうなるのも大丈夫なようなきちんとした研修があるといいなと思います。

(議長)

では、お願いします。

あと、もう一ついいですか。これも参考までに、ケアプランの点検っていうのは、誰がやるんですか。

(石川介護給付係長)

今現在は、市の方で雇用しているケアマネジャーの資格を持っている者が点検をしているという状況です。

(議長)

修正をかけたたりすることはあるんですか。

(石川介護給付係長)

修正というか、基本的に今やっている作業としては、ケアマネさんへの気づきを促すような形で、まず自分のケアプランを見直してみましようという観点から点検をしていることになります。見直していただいて、自分で、こういう所が悪かった、

ああいうことが悪かった、ということをもまず自分で気づいていただくようなことを促して、最後にこちらで気が付いたことについてをお伝えするというような形で今やっているところではあります。これをやって、今後のプランを作成する段階で、そこを訂正なり、修正なりかけていただいてより良いケアプランを立てていただくためにやっているものでありますので、これで過誤になるとか、そこまでのケースってというのは、今現在は特にはないです。

(議長)

行政がやるって判断していてよろしいですかね。

(石川介護給付係長)

そうですね。

(議長)

わかりました。

(議長)

他に質問はございますでしょうか。

(鈴木委員)

61ページの高齢者を地域で支える体制づくりの推進の中の、災害に備えた情報伝達体制や避難支援体制の整備というところなんですけれども、これ、まず登録しなければいけないわけですね。登録されたときに、私どもは住んでる地域では、登録した場合には何処からどういう資格の方が家まで来てくださるのかなって考えたんですけど、各地区ごとにこういった方はいらっしゃるんですか。

(河野高齢者支援課長)

この避難支援計画というのが、計画書というものを民生委員さんなどをお願いして周知していただいているんですけども、自助、互助、共助、公助の共助の部分で、自分で逃げる時に支障があるので、この人に避難するときに手伝ってもらいますよ、というものを自分で出すような計画になっております。私はここにいるから助けてください、というのとはちょっと違う計画書になります。

(鈴木委員)

じゃこれ登録する場合は、助けてもらいたい人はこういう人なんだけれど、助けてくれる人まで自分で書かなきゃいけないんですか。そういう人が心当たりがない

というか、頼れる人がいなければ登録は出来ないということですね。

(河野高齢者支援課長)

なかには、何も記入してきていない人がいたり、周知に伺った民生委員さんの方が引き受けてくださったりする方とか、昔はそういうものを出さなくても近所同士で助け合うようなものがあったんですけれども、今近所付き合いも希薄になりつつあるなかで、国の計画なんですけれども、あらかじめ自分が避難するときに誰かを頼りたい…、ただそれはあくまでもその人がその人を助けなきゃいけないかという自分の命を捨ててまで助ける必要はないので、ということを書き出す時にお話はしておりますけれども。

(鈴木委員)

じゃあ、例えば自分がうちの地区の民生委員さんに助けてもらいたい、他に頼る人もいないので、という人がその地区に何人かいらっしやるとその民生委員さんも大変なことになりますよね。しかもお願いしたい気持ちの人と、それを受ける民生委員さんの気持ちと、双方が合意しないと一方的にやっても民生委員さん、知らない間に書かれちゃったり…

(河野高齢者支援課長)

それは出来ないようになっております。双方の合意がないと書けないことになっております。

(安西委員)

私の方も今やっているんですけれども、やっぱり田舎だと、遠くの親戚より近くの他人ということで、たいていの方が民生委員を頼ってくる、区長さんを頼ってくるという人は、まず今提出されているものにはあまりないですね。たいてい隣の人、隣の人の承諾を得ないで自分だけ書くわけにはいきませんので、あがってくる用紙はたいてい隣の人がケースとしては多い、田舎の場合は。大きなこっちの方の団地とかはわかりませんが。私どもがかかっているところは隣の人、親しい人がやっぱり多いですね。あんまり民生委員さんが一人で何人も何人もかかえているというのは、民生委員も変わりますからね。3年に1度、まずね。あんまりそういう人は少ない。

(鈴木委員)

前の民生委員が引き受けたのを、変わったあとの民生委員が引き受けるとか…

(安西委員)

それはだから、引き受けた人は忘れちゃうことはないでしょうから、引き受けたからには民生委員が終わってもやるんでしょう。その人個人のこととしてですから。

(鈴木委員)

じゃこれは市と支援される人とのやりとりが一旦あって、それからその情報が民生委員さんまでは…

(河野高齢者支援課長)

行っています。

(鈴木委員)

行くわけですね。で、全体は民生委員さんは把握してらっしゃると。

(河野高齢者支援課長)

民生委員さんは、自分の担当地区だけですね。

(鈴木委員)

自分の担当地区の中では、こういう人がこういう風になっているんだよということとは、自分の地区内は全部把握してらっしゃるわけですね。

(安西委員)

事務局がおっしゃったように、自分の命が危ないときに緊急時に助けなくてもいいんですよ。自分の命の方が大切です。最終的にはその調査票は、消防署とか救急救命センターとかそういう所へも共通して出していいですか、ということが書いて出してあるんですよ。だから消防署も、そういうことは知っていますので、二人だけってということはないです。皆さんが共有してそれは見せてもいいですということに、本人が承諾してますから。

(河野高齢者支援課長)

最終的に、皆逃げてきたかと確認をするときにあの名簿に登録されていると、この避難支援者は名簿にあるから、もしかしたら逃げ遅れているかもしれないっていう風に、行政とかそういう所で助けに行ってもらえる可能性があるというところまでしか約束はできない計画書になっています。

(鈴木委員)

そうですね。大規模災害ですとそんなにね。うちにもこういうお手紙頂いたことあるんです。でもうちはお願いしませんでしたけど、一体全体この制度はこういうふうなもので、実行されるのかなというのが疑問だったんです。

(議長)

他にありますか。

(安西委員)

83ページの(3)の低所得者対策の実施というところで、家賃等の費用負担が困難な低所得者に、というものがあるんですけど、ここの(3)についてもう一回、説明をお願いできますか。

(三澤介護管理係長)

これは、グループホーム、認知症の方を入居させ介護サービスを提供する事業所があるんですけども、そのグループホームで利用者の方が負担する食費、家賃などが介護サービスの利用料と含めると、だいたい月15万から18万と高額になりますので、この利用者が負担する家賃等の費用について事業者が一部免除をした場合、その免除に対する費用を市が助成すると、低所得の人に対してですね。対象となるのは、グループホームに居住した人ということになります。

(安西委員)

わかりました。

(議長)

他に質問ございますか。

では、ないようなので質疑を終了します。事務局は本日の意見を踏まえて、今後の事務を進めていただきますようによろしくお願いいたします。

4 閉 会

(河野高齢者支援課長)

以上をもちまして、君津市介護保険運営協議会を閉会とさせていただきます、本日は誠にありがとうございました。